

特例輸入者等 承認・認定 内容変更届

(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届出者
住 所
氏名又は名称
(対象事業部門の名称)
電 話 番 号
輸出入者符号

代理人
住 所
氏名又は名称

平成 令和 年 月 日付 承認 認定 番号 号により 承認 認定 を受けた 特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 特定輸出者 認定製造者 認定通関業者 承認 認定

の内容について 変更があります 変更がありました ので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生日

- ・ 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまで
 - ・ 関税法第 51 条第 1 号イからハまで (法第 62 条において準用する場合を含む。)
 - 2. ・ 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまで
 - ・ 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまで
 - ・ 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び同項第 3 号イ
 - ・ 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまで (該当する事実がある場合には、その内容)
- のいずれかに該当する事実の有・無

特例輸入者等 承認・認定 取りやめ届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号

代 理 人
住 所
氏名又は名称

平成 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 を受けた
令和 認定

特例輸入者
特定保税承認者
特定保税運送者 の 承認 について、
特定輸出者
認定製造者
認定通関業者
の認定
関税法第7条の2第1項
関税法第50条第1項
関税法第61条の5第1項
関税法第63条の2第1項 の規定の適用を受ける必要
関税法第67条の3第1項
関税法第67条の13第1項
関税法第79条第1項

関税法第7条の10
関税法第52条の2(第62条に
おいて準用する場合を含む。)
がなくなったので、関税法第63条の6 の規定に基づき届け出ます。
関税法第67条の9
関税法第67条の15
関税法第79条の3

取りやめの理由等

特例輸入者等 承認・認定 取消書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 した 特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 の 特定輸出者 認定製造者 認定通関業者
令和

承認 取消書 については、下記の理由により 取り消した 取り消す ので、通知します。

記

税関様式 C 第 9070 号

承認番号

特例輸入者等 承認・認定の承継の承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 年 月 日付 承認 認定 の承継の申請については、承認したので通知します。
令和

(表)

第 号		
通関業務従業者証票		
通 関 業 者	氏名又は名称	
従 業 者	氏 名	
令和 年 月 日交付		
税 関 長 ⑩		

(裏)

写 真 貼 付 欄

注 意

1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 従業者でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。